

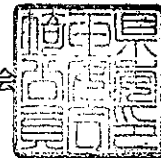
弁 明 通 知 公 示 送 達 書

下記のとおり、放置違反金の納付命令に係る道路交通法第51条の4第6項の規定による弁明の機会の付与を、それぞれ下表左欄に掲げる者に対して行いますので、同条第7項の規定により、通知します。

なお、同条第6項各号に掲げる事項を記載した弁明通知書は、埼玉県警察本部交通部交通指導課で保管していますから、弁明の機会の付与を受ける者は、来訪の上、受領してください。

令和8年10月23日

埼玉県公安委員会



記

1 弁明書の提出先

〒 362-0011 埼玉県上尾市大字平塚1281番地5
(交通部交通指導課放置駐車対策センター)

2 弁明書の提出期限

令和8年11月20日 まで

3 弁明の機会の付与を受ける者及びその弁明の件名

弁明の機会の付与を受ける者の氏名	弁明の件名
池田 大地	放置違反金の納付命令に関する件(第 43-101-260625-825491 号)
池田 大地	放置違反金の納付命令に関する件(第 43-101-260628-825591 号)
松本 秀己	放置違反金の納付命令に関する件(第 43-103-260615-831097 号)
株式会社 三栄建設	放置違反金の納付命令に関する件(第 43-103-260702-025002 号)
増子 貴裕	放置違反金の納付命令に関する件(第 43-103-260708-022005 号)
株式会社 Reveal	放置違反金の納付命令に関する件(第 43-104-260531-031010 号)
高萩 康太	放置違反金の納付命令に関する件(第 43-104-260616-031009 号)
BEN KHADHER S IRAJ EDINNE	放置違反金の納付命令に関する件(第 43-104-260707-032001 号)
TRUONG VAN QU ANG	放置違反金の納付命令に関する件(第 43-105-250531-814579 号)
倉知 輝	放置違反金の納付命令に関する件(第 43-105-260818-839451 号)
株式会社 三栄建設	放置違反金の納付命令に関する件(第 43-109-260702-048011 号)

(注 道路交通法第51条の4第7項の規定により、この公示をした日から起算して2週間を経過したときに、当該通知の到達があったものとみなされます。)

